

令和 8 年度委託研究

デジタルトランスフォーメーション（DX）の統計的把握と統計作成のデジタル化に関する調査研究

令和 8 年 7 月 8 日

総務省統計委員会担当室

背景 1 基本計画及びデジタル部会での議論

- 「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和5年3月28日閣議決定）において、社会経済のデジタル化への対応として示されている事項
 - デジタル経済の実態把握
 - デジタル技術を活用した報告者の負担軽減及び統計ユーザーの利便性向上
 - デジタル技術による統計作成の効率化・正確性の向上等に関する施策
- **デジタル部会が令和5年10月に設置**され、「デジタル経済・社会の統計的把握」及び「統計作成のデジタル化」を柱として、議論を深めてきた。
 - この中で、DXについては、「日本の既存の公的統計ではデジタル技術の活用の有無やその目的等について把握可能であるものの、生産性等への影響について定量的に把握・検証する上では様々な課題がある。」と指摘されている。

背景 2 一つ目の課題「D Xの統計的把握」

- D Xの統計的把握については、「第9期統計委員会デジタル部会の審議内容の整理・取りまとめ」において、有識者からの指摘として以下の課題・論点が提示されている。
 - デジタル技術利活用の深化・高度化
 - D Xに関する人的リソースの状況
 - D Xの効果の金額的評価
 - D Xによる新しい財・サービスの創出、機能・性能の向上
- デジタル部会では、これらの課題に対応し得る事例の一つとして、英国統計局（ONS）の「デジタル経済調査」が挙げられているが、他の諸外国の事例についても更なる研究の必要性が指摘されている。
- また、近年のデジタル技術の中でも特に進展が著しい生成A Iに関して、その導入・普及による（正負の）影響を捉えることの必要性が指摘されている。

背景 3 二つ目の課題「統計作成のデジタル化」

- 統計作成のデジタル化については、「第9期統計委員会デジタル部会の審議内容の整理・取りまとめ」において、第IV期基本計画に基づく施策が推進されてきた中で、中長期的な検討課題として、以下の4点が提示されている。
 - オンライン調査による公的統計の品質向上
(オンライン回答率の上昇による業務効率化・正確性向上の評価、外部委託時の品質管理等)
 - 多様な情報源の活用による統計の整備
(官民データの利活用やデータ連携)
 - 統計のデジタル化に必要な基盤の整備
(業務システムやデータガバナンス)
 - デジタル人材の育成
- また、統計作成のデジタル化においても、生成A Iを始めとするA Iの活用の可能性について検討することの必要性が指摘されている。

目的

- 本調査研究は、「DXの統計的把握」及び「統計作成のデジタル化」を二つの課題として実施することとし、文献調査やヒアリング等を通じて諸外国の状況や国際的な議論の動向を把握することにより、今後の統計整備に向けた示唆を得ることを目的とする。

文献調査 1 DXの統計的把握について

①諸外国の関連する公的統計調査（企業・事業所調査）の事例を整理する。

（世帯調査においてDXを把握するというアプローチもあり得るが、まずは、事例が入手しやすい企業・事業所調査の事例を整理することとする。）

- 調査全体の概要（調査の目的、調査対象、調査頻度、調査方法等）のほか、DXに関する調査項目（詳細な定義を含む。）、調査項目として採用した時期、調査の精度に関する情報（回収率又は関係する調査項目の回答率・標準誤差率）、行政記録情報や民間（ビッグ）データの活用の有無、調査結果の利用状況などを整理する。

②国際的な議論の動向として、入手可能な範囲で各国・機関の公表資料に基づき、測定上の課題や今後の対応方針についての情報を得る。

文献調査 2 統計作成のデジタル化について

➤ 国際的な議論や各国の事例について、各国の統計機関の公表資料等に基づき整理する。

- 企画・設計、調査実施・データ収集、審査・集計・データ処理、公表・提供といった統計作成の各プロセスにおいて、デジタル技術（各種システム、官民データ、クラウドコンピューティング、AI等）がどのように活用され、報告者の負担軽減／統計ユーザーの利便性向上／統計作成の効率化・正確性向上等に対してどのように貢献しているのか、という視点で整理する。
- 加えて、各国の行政のデジタル化と統計作成のデジタル化（例：オンライン調査、ビッグデータの利活用等）との関係や、関連する制度面（行政データ関連法、統計法、個人情報保護法等）についても調査する。
- 各国のデジタル人材の育成方針やIT予算等に関する状況についても、可能な範囲で調査・整理する。

ヒアリング

- 文献調査の結果を踏まえつつ、更なる情報収集が必要と考えられる対象先・事項について、ヒアリングを行う。

■有識者への事前ヒアリング

- 海外へのヒアリングを行うに当たり、質問内容等について助言を頂くため、事前に、有識者にヒアリングを行う。

■海外へのヒアリング

- 先進的な事例等について、情報収集を行うため、各国の公的統計機関へのヒアリングを行う。
- ヒアリングでは、特に、公表資料では把握が難しい実態（現行の調査の課題認識と今後の取組の方向性等）について聴取することとする。
- ヒアリングの方法としては、事前にクエスチョネアを作成・送付・回収した後、ヒアリングに臨む。